

※木造建築物の場合で、内部と外部を遮断する開口部の、(木製建具等)、部材については、軸組内は内部仕上げに属するものとする。

☆ 木造建築物の仕上げ造作は、屋根や建物自体の重さが加わって柱等軸組材と胴差や桁等横架材との仕口胴付きなどの骨組みが落ち着いてから、軸材(化粧柱)の垂直(立水)を再チェックを行ない、入栓・楔・取付金物・ボルト締め等を再度の調整を忘れずに。仕上げ墨出しは内法の引通し墨を出して基準とし、床・腰・天井等の墨を出したのちに仕上げ作業に取りかること。

• 仕上げ造作に付いて、つきの点についてチェック・注意事項。

1. 造作材(下地材共)には乾燥材を使用すること。
2. 化粧材の仕上り寸法より2分位(5mm)大きい寸法(注~完全に片面仕上げの場合1分(3mm)大きい寸法)にて註文すること。木材明細書には、長さ(定尺長)寸法には註文寸法を書き、必ず必要長さと仕上げ寸法を明記すること。
3. 和風住宅建築の造作化粧材は、白木(しらき)であるから、木質・木目(もくめ)・木肌・光沢・などを選び、ねじれ・陽疾(あて)・脂条(やにすじ)・しなり・きずなどがない材料を使用すること。

※和室の区画内(接続する和室)の柱は、木質木目木肌光沢などが崩った柱を使用することが慣例であった。足立束(床上部壁付)・桶束(上部や天井下リ壁付)・吊束(釣束)等では取付位置と柱の位置に崩った材料を使用すること。

※座敷・次の間の例で、次の間に押入と押入や出入口が並ぶ場合(1間と1間半間)の鴨居は見付の木目や木肌をそろえるため2か所の木材を長材で註文し必要長さ明記すること。同じく欄間の敷居・鴨居と同じ手法とする。

4. 造作材取付前に、化粧柱の位置(化粧面の位置や仕口か所の寸法やひずみなど)や柱脚部の固定締付けの再確認すること。
5. 図面・木割り(見付寸法・見込寸法・木表の面)などにより正しい木取りすること。
6. 仕上げ材で特に面取りを必要としない場合でも、必ず各角に糸面をとつておくこと。例として廻縁の天端など異なった材の接着面(長押と鴨居の接着面鴨居の天端などがある)。
7. 風雨にさらされる屋根・外壁面で面と線が交わるか所を、泥障(あぶり)と呼ぶ。古来からこの泥障か所の仕舞いは時代によって工法が異なっているが、外部床面迄も考えられている。最近の建築物の泥障仕舞い工法が忘れられてきた。
8. 板のはぎ材の重なり部分は逃げをつはること。

木表面を見え樹や見付部分(仕上げ面)とし木裏は隠れた部分となるため、木材の乾燥収縮による、木表面に、ひび割れや曲り、ひねりなどが発生するので、木裏面加工処理などが必要である。

※上記の件で、内部では、段差のある樋類・椽甲板・長押類・天井廻り縁などがあり、外部では、板張り・特に下見板などがある。